

かわさき新産業創造センター利用料金減免基準

第1条 かわさき新産業創造センター条例（以下「条例」という）第11条に規定する利用料金の減額及び免除の基準について、次のとおり定める。

第2条 施設のうち新事業事務室又は新事業研究室（以下「新事業事務室等」という。）の利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 免除することができる場合
本市が産業振興政策上実施する事業に利用するもの
- (2) 利用料金の5割を限度として減額できる場合
 - ア 国又は他の地方公共団体等が産業政策上実施する事業に利用するもの
 - イ 条例第7条第2項第1号カに該当する者が、本市が産業振興政策上実施する事業と連携のうえ実施する事業に利用するもの
 - ウ その他特に必要と認めたとき

第3条 施設のうち新事業事務室等を除く施設の利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。

- (1) 試作室、実験用設備等置場及び一時利用研究室については、第2条に準じるものとする。
- (2) 駐車場については次のとおりとする。
 - ア 月単位で利用するもの 特に必要と認めた場合 減額
 - イ 時間単位で利用するものについては、次のとおりとする。
 - (ア) 本施設を利用する者で、駐車場の利用時間が、30分未満のものについては、利用料金を免除することができる。
 - (イ) 本市の産業政策に資するために利用したとき 免除
 - (ウ) 本市又は施設の管理受託者の車両が利用したとき 免除
 - (エ) 施設の管理運営上必要なとき 免除又は減額
 - (オ) その他特に必要と認めたとき 免除又は減額

第4条 設備の利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市が産業政策に資するため利用するとき 免除
- (2) 本市がセンターの設立趣旨に沿って補助金を交付した事業又は後援等する行事等に利用するとき 免除
- (3) その他特に必要と認めるとき 免除又は減額

第5条 前各条の他、この基準の実施について必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
(かわさき新産業創造センター使用料減免基準の廃止)
- 2 かわさき新産業創造センター使用料減免基準(平成14年11月1日)は、廃止する。
(4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムに係る特例措置)
- 3 慶應義塾大学・早稲田大学・東京工業大学・東京大学4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムの利用を許可する平成21年3月1日から平成24年3月31日までの期間に限り、第2条第3号の規定中「2割」とあるのは「3割」とする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。